

第3回 あま市男女共同参画推進懇話会

日時：平成23年8月17日（水）10時～12時
場所：あま市美和総合福祉センターすみれの里
3階ボランティアルーム

議事次第

1. 開会あいさつ
2. 議事
 - (1) 意識調査からみるあま市男女共同参画推進条例（素案）
 - ①基本施策の条文についての考え方
 - ②総則の条文についての考え方
 - (2) パブリックコメント募集要項（案）について
 - (3) その他（自由意見・連絡事項）
3. 閉会

出席委員

片岡座長

太田職務代理

青木委員、大角委員、後藤委員、服部委員、鷲尾委員、村上委員、吉川委員、渡邊委員

配布資料

次第

条例素案検討シート

資料1-1 法律と条例

資料1-2 県内の男女共同参画推進条例の状況

資料2 条例素案意識調査解説付き

内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために」

あま市における女性登用数

資料3 さまざまな名称

パブリックコメント募集要項

最近策定された条例（いわき市、岸和田市、つくばみらい市）

ワークショップ開催案内

議事録

事務局：[進行・あいさつ]

座長：[あいさつ]

事務局：[公開についての説明]

事務局：これより先は座長のとりまとめでお願いしたい。

(1) 意識調査からみるあま市男女共同参画推進条例(素案)

①基本施策の条文についての考え方

座長：それでは、議事に入ります。意識調査からみるあま市男女共同参画推進条例素案ということでございますが、第1回懇話会での市長の諮問に対して市民意識調査結果をふまえた条例の提言を市長に提出する予定であります。提言はその条文を定めた理由を明確にするものです。事務局側の考えもききながら、提言を皆様で考えていきたいと思っております。それでは説明をお願いします。

事務局：[資料確認、条例素案検討シート及び資料2説明(資料1-1、資料1-2参照)]

座長：事務局から説明を戴きました。事前にシートを送らせていただきましたが、順に9条からご意見をお願いします。

委員：この項目立てでよいのかという議論が必要である。よいと思うが、他地区の例を網羅しているのかという疑問がある。財政上の措置は削除されて、公表は追加された。私自身はよいのかという不安感を感じる。基本的施策で10項目出されている。この出し方でよいのかをお聞きしたい。

事務局：事務局としては、近隣の事例や調査結果もみて検討した結果である。

委員：あま市では適切であろうと提案されたということである。落ちがあるのではないかと思う。第2回に示されているので、納得してもよいのかと不安を感じる。不足はないのか。過分なものはないのか。難しい。検討して、委員全員で必要だと思う項目ならば入れていただくよう作っていきましょう。パブリックコメントで出される可能性もある。さしあたって、この項目で網羅しているであろうという判断で取り組んでいくということですね。

事務局：実施団体の状況を踏まえて提示させていただいた。委員よりあま市で必要という意見をいただければ検討する。

委員：財政上の措置は削除してもよいのか。

委員：もう一度説明をしてほしい。

事務局：予算の確保は必要になってくるものなので、あえて入れる必要はないのではないかと指摘を受けた。

委員：愛知県では入っている。

事務局：人権の条例を並行して作っている。財政措置は実施状況が出てくるのであえてそこまで入れる必要性はないのではないかと意見が出た。

委員：他の市町村の事例は入っていないのか。

事務局：他の事例は5/13団体しか入れていない。

委員：入っているところと入っていないところがあるとわからない。

事務局：財政措置が必要という意見もある。やらなければならないことはわかっているので、あえて入れる必要はないと意見だった。条例をスリム化させるために削除した。

委員：あま市のほかの事例はどうか。人権は入っていないということだった。ほかの条例を確認してもらって。

事務局：安心安全まちづくり、パートナーシップあたりの情報を得て報告させていただく。

座長：入れるとまずいのか。

委員：スリム化するだけのため。

事務局：すっきりした形を目指した。

委員：県は入っている。

委員：宿題にしておく。

【9条】

座長：それでは順番に。

事務局：[9条説明]

委員：第2回資料の「条例の仕組み」基本計画の下に、数値目標の設定、施策の基本的、分野別の具体的な取り組みとあるが、これとの関係性はどうなっているのか。

事務局：数値目標の設定は男女共同参画推進に関する基本的な計画で、総合的に計画的に進めていくために数値目標を設定して、基本的な計画を定めていくということになります。

委員：9条の一番上の部分か。施策の基本的なこともそこに入るのか。分野別の具体的な取り組みも。

事務局：計画を策定するにあたって目標や内容を設定して、施策を…

委員：数値目標は推進プランに明記されるものか。

事務局：条例ではうたっていないが、柱に対して何をどこへ持っていくかという数値も設けていく。

委員：男女共同参画基本法の積極的措置がここへ入るのか。

事務局：基本理念が5本あるので、順番に噛み砕いて最後に目標数値を持ってくる。

委員：数値目標は例えば「女性登用は30%しないとイケない」という数値が入ってくるということか。

委員：ここでは入れられないということか。

委員：基本計画の9条はそのあたりのおおづかみにした表現として制定する。そのあたりを私たちが認識しないとイケない。内容としてはこれだけあり、構造図の中に示されている数値目標の設定、施策の基本的、分野別の具体的な取り組みというような内容が入ってくる。

委員：事業所にはある。義務的なことがあるわけである。

事務局：図式化すると、条文とのつながりになると具体的なことは計画に盛り込み、計画を作る前提としてこういう項目を中心にするということをやっている。

委員：条例の中では基本的なことを押さえていくということですね。実際にするのは審議会で作っていくのか。

事務局：懇話会で提言いただいて条例を作り、作った条例の中に審議会という項目が入る。

委員：進捗状況をチェックしたり、保管したり、市長に提言したりするのが審議会の役目となる。

委員：各部署で原案を作って、審議会で検討するということか。

事務局：平成23年度は計画を作ることまでが審議会の役目である。それ以降は、毎年進捗状況の確認をして、ご指導いただく。平成24年度までに作ることになっているが年度内にかんばってやりたい。

座長：委員のみなさんよろしくお願ひします。9条はよろしいですか。

委員：9条「4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。」とあるが、前2項というと2、3だが1は違うのか。

事務局：計画を策定することが1項なので、2、3は変更の際に関連するので「前2項」である。
基本計画を今後変更していくためそういったことをしていかないということで定めている。

委員：このような法律的なことは難しい。

委員：わかりました。

【11条】

事務局：[11条説明]

座長：何かご意見ありますでしょうか。

事務局：これは国の基本法第6条と一緒になっています。

委員：国は「家庭生活における活動と他の活動の両立」とあるが「家庭生活と職業生活等との両立支援」と少し変えてある。

事務局：他の活動は何かということもある。共働きもあるので職業という言葉が一番わかりやすいと思う。

【12条】

事務局：[12条説明]

委員：「市民等」と言っている。他の市町村との比較があつてのことだと思うが、「市民等」「事業者等」とわかる必要はないか。

事務局：「市は、男女共同参画の推進活動を行う市民、事業者に対し…」と載っている。定義として、市民の責務と事業者の責務を区分けしてある。

委員：責務ということは施策の前のところにあるわけね。

事務局：後ほどやらせていただく。

委員：11条で「家庭生活と職業生活等との両立支援」とあり、他の項目を見ても『支援』という言葉が多い。『支援』ばかりでは市が大変だと思う。当事者の意識を変える項目が少し入っていてもよいのではないか。当事者の努力が必要だという文が入っていた方がよい。共同参画なのでお互いが取り組む姿勢が入っていてもいいのではないか。支援ばかりではお金がかかって、市民は待っているだけでよいという印象を受ける。自分たちが関わるんだという文があるとよい。

委員：基本的なことなので、前文に「市民ひとりひとりの自覚と自立が大事なことである」という文をいれてほしい。行政としては支援しかできない。

委員：第4、5、6条には入っている。それにあたると考えている。

委員：条例全体を通して主旨一貫するようにすればよい。

委員：国は「両立」といっている。あま市は「支援」としている。あま市独特のことか。

委員：「支援」を切ってしまうと意識がちょっと変わる。

委員：責務については、行政、市民、事業者が役割を認識すればよい。具体化するとき、支援の段階で出てきている。支援の中身を毎年度の社会の中の市や事業者、市民のレベルで具体的に増えてくると実行力のある形になると思う。支援の内容の具体化が男女共同参画の数値目標になるとよい。

事務局：第2章は市の施策ということで定めているので基本計画と連動した形で制定させていただく。

【13・14条】

事務局：[13・14条説明]

座長：ご意見がありましたらお願いします。

委員：「支援」が難しい。「財政的措置」を入れてもいい。市民がわかりやすくするためにしている。

【15条】

事務局：[15条説明]

委員：格差とはどのような意味か。

事務局：賃金の格差や管理職は男性が多い。地域や職業での男女間の差。

委員：国の基本法では「職域」とあるが「職場」のほうがわかりやすくてよい。この条文は非常に重要だと思う。事業所の責務に大きくかかわる。

【16～18条】

事務局：[16～18条説明]

委員：大事だと思うが、かえってこれがあるために負担が増大することはよいのか。調査研究、実施状況の公表は毎年になる。

事務局：調査研究は5年に1度を想定している。実施状況の公表は進捗管理、審議会での議論、公表という形になると思う。

委員：縛られると大変だということである。

事務局：「市は、(毎年度)」とあるが(毎年度)は削除したほうがよい。情勢が変わることもあるのであえてそこまで示さなくてもよいと思うが。

委員：()はとったほうがよい。

事務局：()はつけないが、どうしたらよいか協議したい。

委員：公表するとなると報告書作らなければならない。作成方法も資料の作り方の一切が出てくる。

事務局：毎年度は取らせていただきたい。両方ともとってもよいか。

委員：自分の首を締めてしまう。

委員：公表の中身について、他都市の事例の項目と内容を参考にしないと、格差があってはいけない。県内の市との足並みをそろえてやっていただいたほうがよい。それができるような部局の情報集約や審議会の活動が必要になってくるので大変である。実績がないので、不安が多いと思う。

委員：12市の参考にしながら、決めたほうがよい。

委員：やることにはやるが、事務局では調べていないのか。

事務局：まちまちである。

委員：入れていただいても良い。わたしたちは作っていただいたものを見るだけなので。

委員：外部からいえば毎年あると良い。

委員：代わり映えするものが出せるかという問題もある。

事務局：12 団体の実施を把握した上で報告させていただきたい。

委員：条例を制定するときには、数値の実績がベンチマークとして必要である。市民としては実態がよく理解できる。実態の報告が必要である。

委員：事務局の公表の方法である。

事務局：数値については、検討していないので、条例制定の時点は不可能である。12 団体の現状は報告する。計画策定にあたって現状をまとめる。

【19～20 条】

事務局：[19～20 条説明]

委員：市の施策に対しての苦情か。

事務局：市が実施する施策ですね。

委員：法律に基づいて進められていないことに対して出てくるのが「苦情」ではないか。市民や事業者というよりも、従業員から出てくるのが「苦情」ではないのか。

事務局：「男女共同参画の実施する事業の中身について」という解釈である。

委員：そうですね。

委員：選び方や格差があると事業者の責務がある。事業者に守らせるのが法律である。

委員：事業者の責務である。目標値を示す。それは施策、事業者が不満と思ったら苦情を申し出て良いのか。

事務局：施策が条例に反した施策だった場合に苦情を申し出ることができること。基本理念に反した事業をやっている。

委員：市の施策に対しての監視役か。

委員：この法律に位置づけたものに対して、苦情を承るということ。

事務局：市の全体の施策ではなく、男女共同参画にかかわること。

委員：これに基づいてやる施策に対して承らなければならない。

事務局：条例に基づいて男女共同参画の施策をやるが、それが基づいて進められていない場合に苦情を申し出ることができる。

事務局：ここでいう「市民及び事業者」の事業者というのは企業市民という言い方がふさわしく、あま市に存在している市民としての企業、市に対して物を申すことができる事業者という位置付けである。先程、監視役とおっしゃいましたが、市が打ち出した施策に対して、一市民も物を申すことができるし、事業者も一企業市民として物を申すことができる。格差を受けているという実態は事業者として解決しなければならないことで、市が施策を打ち出した中で市長に物を申してこれは是正してくださいと苦情を言うことができる。

委員：苦情というとそういうとらえ方をしない。格差を受けている従業員が訴えたいということが苦情ととらえられる。

事務局：訴えるような場面は相談。市に対して物を言い、市長が対応しないといけない。

委員：施策に問題があると言いたいのか。

委員：決めたことに対して納得ができない時に、市長に申し出ることができる。

事務局：申し出ることができて、市長は対応しないといけないということである。委員がおっしゃったのは 19 条になる。

委員：私たちが持った感覚は一般市民も受ける感覚である。どこかの段階でケースが書いてあるとわかりやすいと思う。

座長：次よろしいでしょうか。

委員：19条について、「人権の侵害等に関する」ということだが、男女共同参画についての問題を相談してほしい。人権の侵害だけでなく、言葉を広げたほうが良いのではないかと思う。

事務局：男女格差の相談については、15条の「参画機会の拡大及び是正措置」で定めている。

委員：市民の立場で困ったとき、職場が男女共同参画に反するときに相談に乗ってほしいというところまで広げられないかと思う。

委員：男女共同参画の条例に反するような事例、場合とか。

委員：人権侵害は当然のことだが、もう少し広げてほしい。

事務局：「人権」だけより「男女共同参画」というニュアンスの方がいいのか、幅広くというのはどういう表現がよいのか。「人権」の中に「男女共同参画」が含まれる。

委員：「人権の侵害」では、DVなどに限定されるように感じる。もう少し広く男女共同参画に反するようなことについての相談を受けるという方がよいのではないか。

事務局：「等」で逃げられないかと思う。

委員：突発的に「人権」が出てきている。

事務局：「及び、男女格差等」にするとか。

委員：7条「性別による権利侵害の禁止」で定義している性差別が内容である。「人権侵害」ということが大きくなる。

委員：前回の資料を見ると、他の町村は広い意味でとらえている。

事務局：「男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害」という事例もある。

事務局：事例があるので次回まとめて出させていただきます。

【21条】

事務局：[21条説明]

委員：具体的な内容は規則で定めるということですね。

座長：よろしいですか。

②総則の条文についての考え方

事務局：[資料3 さまざまな名称、前文、総則 説明]

座長：では条例の名称からお願いします。

事務局：名称については「男女共同参画推進条例」の名称をしようしている。

委員：パブリックコメントはどうするのか。

事務局：10月に入ってからとなる。

委員：標準的に決まっている。「推進条例」が愛知県である。

委員：「推進条例」が一番オーソドックスですね。人権の会議では「ありふれた名前では魅力がないのではないか。市民に親しまれる条例にしたいという意見があった。ありふれた名前でもよいが、それにプラスするような文言を入れてはどうか。「パートナーシップ条例では」「いっしょにやろまいか」を入れてはどうか。人権では「おもしろいあふれる」という意見があ

った。あま市男女共同参画推進条例でよいが「男女が輝く」「誰もが生き生きと輝く」とか、そういった言葉を入れた方が親しまれるものになるのではないか。

委員：タイトルがあって、サブタイトルがあつたらよいかということですよ。

委員：男女共同参画というと、これは何かと思われる人もいるので、少し噛み砕いたわかりやすい言葉があると皆さんが受け入れやすい条例になるのではないか。

事務局：パブリックコメントでも名称について意見が出ると思うのでそちらも参考にしたいと思う。

座長：それでは時間がないので次に進めさせていただきます。

事務局：前文について、ご意見ありましたらお願いします。

委員：あえて言えば、あま市に特徴付けた表現がない。

事務局：しいて言えば、歴史と自然が残るところがある。

委員：北名古屋だと「快適健康都市」という言葉を使っている。「共創都市」という言葉を使いながら表現できないか。パブリックコメントを受けて変更ということも出てきますね。

委員：文章としては流れをつかんでわかりやすくなっている。3行目の「しかしながら、依然として…」という表現はプランがあつて取り組んでいるということが前提となる。アクションを起こしているということではないので、現実に即していないのではないか。現在行っている調査や懇話会を組み合わせと解釈すればよいのかと思うが、何かやっていて、依然としてまだまだであるというニュアンスがある。このあたりの変更が必要ではないか。旧甚目寺町は人権尊重の立場で色々やっている。そういった面で少し疑問を持っている。

委員：なくてもよいのではないか。

事務局：文章表現を訂正して提出させていただきます。

【総則】

委員：表現「努めなければならない」でよいのか。

事務局：統一する。

座長：事務局で検討していただきたい。

(2) パブリックコメント募集要項(案)について

事務局：[パブリックコメント募集要項 説明]

座長：ありがとうございます。

委員：期間はいつからか。

事務局：10月に入ってから実施予定である。

(3) その他(自由意見・連絡事項)

座長：ありがとうございました。次回で懇話会は最終になります。諮問書についての提言書を作成いたしますので事務方と調整し、各委員さんへ提言書を事前に配布させていただきますのでよろしくお願ひいたします。その他、何かありますでしょうか。

事務局：[市民ワークショップ開催案内 説明]

座長：11月の予定ご都合を聞かせてほしい。それでは11月8日(火)10時からでお願いしたい。本庁舎の予定です。資料も事前に配布させていただきます。